

商品概要説明書

(平成 19 年 9 月 30 日現在)

1. 商品名	・個人向け国債（変動・10年）	・個人向け国債（固定・5年）
2. 販売対象	・個人のお客様のみ	
3. 期間	・10年	・5年
4. 募集・発行	・募集：年4回（3、6、9、12月）、発行：年4回（4、7、10、1月）	
5. 購入価格・単位	・価格：額面100円につき100円 ・単位：額面1万円以上、1万円単位	
6. 償還方法	・元金は償還日に一括して支払われます。	
7. 適用金利	・半年毎見直しの変動金利 ※10年固定利付国債の入札における平均落札利回り-0.80%（下限0.05%）	・固定金利 ※5年固定利付国債の想定利回りから算出される基準の金利-0.05%（下限0.05%）
8. 利払い	・年2回	
9. 中途換金の場合	<p>・発行から1年経過（第2回利払日以降）すれば、ご購入金額の一部または全部を中途換金できます。</p> <p>・中途換金する際、以下により算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれることとなります。</p> <p>直前2回分の各利子(税引前)相当額×0.8</p> <p>（※ただし、上記中途換金調整額の計算式は、平成20年4月15日以降に国が買い取るものから適用されます。それより前は、各々の各利子（税引前）相当額が差し引かれますので、受取金額の合計額が投資額を下回ることがあります。）</p> <p>・発行から1年間（第2回利払日前）、原則として中途換金できません。なお、保有者がお亡くなりになった場合、又は大規模な自然災害により被害を受けられた場合は、発行から1年以内（第2回利払日前）であっても中途換金が可能です。</p> <p>・償還日又は利子支払日を含めず6営業日前から償還日又は利子支払日の前営業日までは、お取引できません。</p>	<p>・発行から2年経過（第4回利払日以降）すれば、ご購入金額の一部または全部を中途換金できます。</p> <p>・中途換金する際、以下により算出される中途換金調整額が、売却される額面金額に経過利子を加えた金額より差し引かれることとなります。</p> <p>4回分の各利子(税引前)相当額×0.8</p> <p>（※ただし、上記中途換金調整額の計算式は、平成20年4月15日以降に国が買い取るものから適用されます。それより前は、各々の各利子（税引前）相当額が差し引かれますので、受取金額の合計額が投資額を下回ることがあります。）</p> <p>・発行から2年間（第4回利払日前）、原則として中途換金できません。なお、保有者がお亡くなりになった場合、又は大規模な自然災害により被害を受けられた場合は、発行から2年以内（第4回利払日前）であっても中途換金が可能です。</p> <p>・償還日又は利子支払日を含めず6営業日前から償還日又は利子支払日の前営業日までは、お取引できません。</p>

10. 税の扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利子については、利子所得として 20%（所得税 15%と地方税 5%）の源泉分離課税となります。 ・ 対象となるお客様は、優遇税制(マル優・マル特)がご利用になれます。
11. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取扱窓口へお問い合わせください
12. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ ありません
13. リスクに関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人向け国債は、元本と利子の支払いを日本国政府が行うため、安全性の高い金融商品ですが、発行体である日本国の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクがあります。 ・ 平成 20 年 4 月 15 日以前に中途換金する際、各々の各利子（税引前）相当額が差し引かれますので、受取金額の合計額が投資額を下回ることがあります。
14. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人向け国債は預金ではなく、預金保険制度の保護の対象ではありません。 ・ 個人向け国債のお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第 37 条の 6 の規定）の適用はありません。 ・ 口座管理手数料は無料です。 ・ 個人向け国債のお取引は、主に募集等の方法により行います。 ・ 個人向け国債は券面が発行されず（ペーパーレス）当行の証券取引口座への記帳により管理されます。また、銀行の勘定とは別勘定での分別管理となります。 ・ 原則として 20 歳以上のご本人様によるお取引とさせていただきます。 ・ 購入代金（お申込みいただいた日から発行日まで）は付利されません。また、償還日以降の利子につきません。 ・ 一度約定した取引の取り消しは原則できません。 ・ 個人向け国債は、原則として、個人のみ保有可能であり、個人以外への譲渡は認められておりません。 ・ ご購入に際しては、必ず契約締結前交付書面（当行の本・支店等の窓口にてご用意しております。）により内容をご確認のうえ、ご自身で判断ください。

商号	株式会社名古屋銀行
登録金融機関	東海財務局長（登金）第 19 号
加入協会	日本証券業協会